

予 防 規 程

(顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所)

(会 社 名) _____

(給油取扱所名) _____

(従業員の遵守事項)

第10条 従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、適正な危険物取扱い作業及び危険物施設の維持に努めなければならない。

(監視者の職務)

第10条の2 監視者は、第11条の2に定めるところにより、顧客自らの給油作業又は容器への詰替え作業（灯油に限る）、（以下、「顧客の給油作業等」という。）を監視及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示等（以下、「監視等」という。）を行わなければならない。

2 同時に複数の従業員により前項の監視等を行う場合には、そのうち1名を危険物取扱者とし、他の者は危険物取扱者の指揮下で監視等を行わなければならない。

3 監視等を行う危険物取扱者等の氏名等は、見やすい箇所に掲示しなければならない。

第3章 危険物の貯蔵及び取扱いの基準等

(貯蔵及び取扱基準)

第11条 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、消防法令に定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

- ① 危険物取扱者以外の者が危険物を取り扱う場合は、甲種又は乙種第4類の危険物取扱者が必ず立ち会うこと。
- ② 従業員が給油又は注油を行うときは、必ず顧客等が求める油種を確認するとともに、その場所を離れないこと。
- ③ 移動タンク貯蔵所からの危険物受入作業は、当所の危険物取扱者が必ず立ち会い、危険物の種類及び量を確認し、危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないよう監視すること。
- ④ みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等は使用しないこと。
- ⑤ 危険物を給油又は積み降ろしするときは、自動車等のエンジン停止を確認してから行うこと。
- ⑥ 灯油を容器に小分けする場合は、消防法令で定める基準に適合した容器に注油し、注油済みの容器は、その場所に放置しないこと。
- ⑦ 給油又は注油、自動車等の転回、地下タンクへの危険物の注入等の支障となるような物件を置かないものとし、常に整理整頓に努めること。

(顧客自らの給油作業等の取扱基準)

第11条の2 顧客に自ら自動車もしくは原動機付自転車に給油させ、又は灯油を容器に詰め替えさせる場合においては、消防法令及び別に定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

- ① 監視者は、顧客の給油作業等を適切に監視すること。
- ② 監視者は、顧客の給油作業等について必要な指示等を行うこと。
- ③ 監視者は、顧客の給油作業等が開始されるときには、火気がないことその他安全上支障がないことを確認した上で、顧客の給油作業等が行える状態にすること。
- ④ 監視者は、顧客の給油作業等が終了したとき並びに顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備（以下、「顧客用固定給油設備等」という。）のホース機器が使用されていないときには、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。
- ⑤ 非常時その他安全上支障があると認められる場合には、所内のすべての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。
- ⑥ 火災を覚知した場合には、必要な消火、避難誘導、通報等の措置を行うこと。

(顧客用固定給油設備等の給油量及び給油時間の上限の設定)

第11条の3 顧客用固定給油設備等の1回の給油量及び給油時間の上限を次のとおり設定しなければならない。

| | | |
|------|--------|------|
| ガソリン | 100L以下 | 4分以内 |
| 軽油 | 200L以下 | 4分以内 |
| 灯油 | 100L以下 | 6分以内 |

(給油等の業務以外の業務を行う際の留意事項)

第12条 給油又は注油以外の業務を行う場合は、給油又は注油業務の支障とならないよう細心の注意を払うものとし、特に次の事項に留意しなければならない。

- ① 給油又は注油、自動車の点検、整備もしくは洗車と関係がないものをもつばら対象とするような業務を行わないこと。
- ② 休日等に給油業務を行っていないときは、係員以外の者の出入りを禁止するため、ロープ、チェーン等を展張すること。
- ③ 所内にいる顧客等の状況に応じ、十分な係員を配置し、その整理、誘導及び喫煙管理等を行うこと。

(給油空地等における携帯型電子機器を業務上必要な範囲で使用する場合はの留意事項)

第13条 給油空地等における携帯型電子機器の使用は、業務上必要な範囲で使用する場合は、特に次の事項に留意しなければならない。

- ① 携帯型電子機器の落下防止措置を講ずること。(肩掛け紐付きカバー等。)
- ② 危険物取扱作業中の者が同時に携帯型電子機器の操作を行わないこと。
- ③ 火災や危険物の流出事故が発生した場合は、直ちに当該機器の使用を中止し、安全が確認されるまでの間、当該機器を使用しないこと。

第13条の2 次の事項について、予防規程の認可の申請の際に、使用する携帯型電子機器の仕様書等を申請書に添付すること。

- ① 携帯型電子機器の仕様、当該携帯型電子機器への保護措置
- ② 携帯型電子機器の用途、使用する場所及び管理体制
- ③ 携帯型電子機器の使用中に火災等の災害が発生した場合に取るべき措置(危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第60条の2第1項第11号関係)

(駐 車)

第14条 所内に自動車等を駐車させる場合は、給油等のための一時的な停車を除き、あらかじめ明示された駐車場所で行わなければならない。

第4章 点検及び検査その他の安全管理

(危険物施設の点検)

第15条 危険物施設の構造及び設備等を適正に維持管理するため、別に定めるところにより点検を実施しなければならない。

- 2 危険物保安監督者を点検責任者とし、前項の点検を実施しなければならない。
- 3 点検を実施した者は、構造及び設備等に異常を発見した場合には、使用禁止等の表示をする等適切な処置を行うとともに、所長に報告して修理等を行わせるようにしなければならない。
- 4 第1項の規定により点検を実施したときは、点検記録簿に結果を記録し、これを保存しなければならない。

(改修、補修)

第16条 危険物施設の改修、補修工事を行うときは、その内容に応じて必要な手続きを行わなければならない。

2 前項の工事を行う場合は、工事が安全かつ適正に行われるよう必要に応じて立ち会い、工事関係者に対して指示をするなど監視監督を行わなければならない。

(工事責任者の責務)

第16条の2 工事請負業者は、工事責任者を定め、工事計画を作成して所長の承認を受け、工事計画に従って作業を行わなければならない。作業上、火気の使用を必要とする場合は、あらかじめ所長の許可を受けること。

2 工事責任者は、この規程を遵守して工事の監督にあたるとともに、工事開始前及び開始後に行うべき安全対策を作業員に周知し、作業の安全を確保しなければならない。

3 工事責任者は、当所の所長、危険物保安監督者のほか、工事の関係業者とも綿密な連絡を保ち、作業を行わなければならない。

第5章 火災等の災害時の措置

(自衛消防隊)

第17条 所長を消防隊長とし、全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して火災等災害時の即応体制を整えておくものとし、その編成及び任務分担は、別表2のとおりとする。

(消火活動等)

第18条 消火活動等は、次により行わなければならない。

① 火災、危険物の流出等が発生した場合には、消防隊長の指揮の下に、直ちに初期消火、顧客等の避難、誘導、消防機関への通報、危険物の流出防止等の応急措置を講ずること。

② 危険物が所外に流出し、又は可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周辺地域の住民、通行人及び車両の運転手等に対して火気使用の禁止、その他必要な協力を求めるとともに、危険物の流出拡大防止、回収等の応急措置を講ずること。

(地震発生時の措置)

第19条 地震が発生したときは、直ちに危険物の取扱い作業及び火気設備・器具の使用を中止して、必要な措置を講じなければならない。なお、施設の使用再開にあたっては、十分に点検を行い、安全を確認すること。

(地震警戒時の措置)

第19条の2 大規模な地震が発生するおそれがある場合は、別表3に定める任務分担により活動すること。

第6章 教育及び訓練

(保安教育)

第20条 所長は、従業員に対し別表4により保安教育を実施するものとする。

(訓練)

第21条 訓練は、部分訓練と総合訓練とし、部分訓練は____ヶ月に1回以上、総合訓練は____ヶ月に1回以上、次により行うこと。

① 部分訓練は、消火訓練及び通報訓練について行うこと。

② 総合訓練は、部分訓練を有機的に連携させて行うほか、危険物取扱い作業の緊急停

止、流出した危険物の拡散防止等防災活動の総合訓練を行うこと。

第7章 雑 則

(書類等の保管)

第22条 所長は、次の書類及び図面を整理保管するための維持台帳を作成する。

- ① 当所の位置、構造及び設備を明示した書類及び図面
- ② 点検記録簿等
- ③ その他保安に関する記録簿等
- ④ 予防規程に違反した者に対する措置に関する書類
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、危険物の保安に関し必要な書類等

附 則

この規程は、令和____年____月____日から施行する。

別表 1

給油取扱所

保安体制組織図

| 所長 | 危険物保安監督者 | 危険物取扱者 | 従業員 |
|----|----------|--------|-----|
| | | | |

- ・監視者については、氏名に * 印を付す。
- ・危険物取扱者のうち、監視者については、営業時間中 1 名以上常駐する。
- ・危険物保安監督者の職務代行者は、氏名を () で括る。

営業形態及び従業員配置について

営業時間 時間営業 : ~ :

勤務形態について

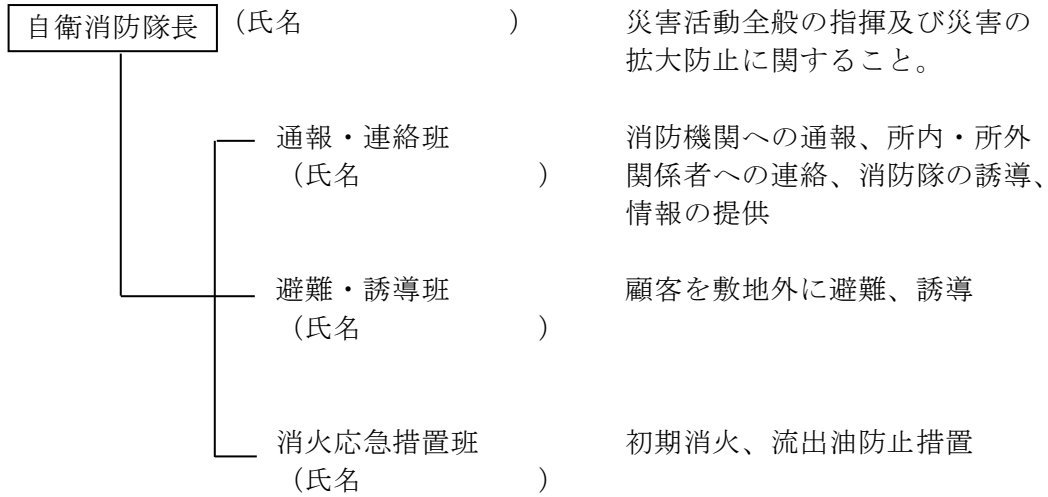
一班 名 : ~ :
二班 名 : ~ :

※ 上記において監視等を行う者として、甲種又は乙種第 4 類の危険物取扱者 1 名以上を常駐させます。

別表 2

給油取扱所

自衛消防隊組織図



別表 3

給油取扱所

大規模地震警戒時の任務分担

| | |
|-----------------|--|
| 給油業務等 | <ul style="list-style-type: none"> 給油業務等は、原則として停止する。 (やむを得ず給油業務等を行う場合は、地震発生時直ちに必要な措置がとれるようにして行う。) 当所に駐車中の車両のサイドブレーキを確認する。 陳列棚、附随設備等の移動及び転倒防止措置を行う。 看板の固定部分の安全確認を行う。 地震情報に基づき、給油業務等を中止する旨の掲示をする。 |
| 専用タンクへの危険物の荷降ろし | <ul style="list-style-type: none"> 移動タンクから専用タンクへの危険物の荷降ろし作業は、原則として停止する。 元売先へ危険物の荷降ろし業務を停止する旨の連絡を行う。 注油口、検尺口等の蓋の閉鎖を確認する。 |
| 計量機等の点検 | <ul style="list-style-type: none"> 計量機の固定の確認を行う。 消火器・防災資機材等を点検し、必要箇所への配置を行う。 定期点検箇所の再確認を行う。 |
| 火気使用設備等の点検 | <ul style="list-style-type: none"> 原則として、火気の使用は禁止する。 ガスの元栓の閉鎖、可燃物の整理状況について確認する。 |
| 建築物等の点検 | <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、ガラス等をテープにより補強する。 出入口、階段等に障害物がないか確認する。 |
| 活動体制の確立 | <ul style="list-style-type: none"> 従業員個々の任務分担の再確認をする。 休日、夜間等は、従業員を招集し、緊急時に対応可能な体制を早期に確立する。 |
| 防災資機材等の保管 | <ul style="list-style-type: none"> ロープ () 本 懐中電灯 () 個 油吸着材 () 枚 携帯ラジオ () 個 ヘルメット () 個 乾燥砂 () 袋 |

※建築物等の点検、活動体制の確立、防災資機材等の保管など日頃から地震の発生に備え、事前措置を行うこととする。

別表 4

給油取扱所

保安教育要綱

| 対象者 | 実施時期 | 内 容 |
|------|--------------|---|
| 全従業員 | ___回/年 | 1) 予防規程の周知徹底 2) 火災予防上の遵守事項 3) 安全作業等に関する基本的事項 |
| 新入社員 | 入社時 | 4) 各自の任務、責任等の周知徹底 5) 地震対策に関する事項 6) その他 |
| 監視者 | 監視等の業務に従事する前 | 上記1)～6) 7) 危険物の性質に関する知識 8) 火災予防・消火の方法等に関する知識 9) 当所の設備の構造、操作等に関する事項 |